

定額給付金・子育て応援特別手当の 申請書が届きます

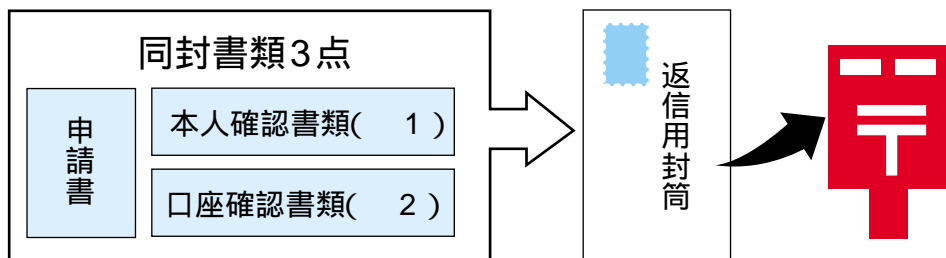
市では、市民のみなさんへの生活支援、地域の経済対策を目的に、「定額給付金」を支給する準備を進めています。また、生活対策の一環として、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から「子育て応援特別手当」の支給準備も進めています。3月30日(月)から順次申請書を発送しますので、届きましたら申請書に記入の上、必要書類を貼付し、返信してください。

申請はお早めをお願いします。
 (4月1日(水)から申請書の受付を開始します)



10000定 申請書がお手元に届いたら.....

申請書に記入し、必要書類を貼付のうえ、同封の返信用封筒に封入してポストに投函してください。申請期限は、**10月1日(木)(消印有効)**です。支給は口座振込で行います。振込時期については申請書の受付から1カ月ほどかかります。



- (1) 本人確認書類...次の**写し(コピー)**のいずれか一つ
 運転免許証、健康保険証、パスポート(顔写真の掲載面)、住民基本台帳カード、国民年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証 等
 - (2) 口座確認書類...次の**写し(コピー)**のいずれか一つ
 金融機関の通帳(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)
 キャッシュカード(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)
- * 定額給付金と子育て応援特別手当の申請書は、それぞれ別の封筒で送ります。各申請書にご記入ください。

10000定 定額給付金支給の概要

対象 **基準日(平成21年2月1日)**において、下記の方が支給対象となります。
 ・三鷹市に住民登録をしている方
 ・外国人登録をしている方のうち、短期滞在・不法滞在者以外の方

支給額 1人につき、12,000円。基準日において65歳以上の方と18歳以下の方については、1人につき20,000円を支給します。

申請者・受給者 その世帯の世帯主



定額給付金は地域の活性化のためにもぜひ市内でご利用ください。

振り込め詐欺にご注意を！くわしくは裏面をご覧ください。

ここが知りたい! Q&A

- Q 振込時期はいつ?** 10000定
A 申請受付から1カ月ほどかかります。4月下旬から順次振り込みます。振込の通知はしませんので、通帳記入をもってご確認ください。
- Q 代理で申請したいのですが** 10000定
A 定額給付金の申請は原則世帯主ですが、難しい場合、代理で申請することができます。代理人が世帯員以外の場合は、世帯主との関係が確認できる書類が必要です。
- Q 支給を辞退したいのですが** 10000定
A 申請書の「辞退」にチェックしお送りください。申請期限までに申請されない場合も辞退と見なします。
- Q 振込先を複数の口座に分けることは可能?** 10000定
A 世帯を単位として支給することとなっていますので、振込先を分けることはできません。
- Q 窓口払いはできますか?** 10000定
A 支給は口座振込で行います。申請・受給者が、金融機関に口座を開設していないなど、口座振込が困難な場合に限り、窓口にて現金の手渡しを行います。申請書の「窓口払い」にチェックし、本人確認書類と一緒に返送してください。支給開始時期は口座振込を先に処理しますので、6月以降の開始を予定しています。

添付書類の不備や記載内容の間違いなどがあると、大幅に振込が遅れることがありますので、ご注意ください。